

## 広島県地方税電子申告システムに係るサービス提供業務契約書

広島県を甲とし、\_\_\_\_\_を乙として、甲及び乙は、乙の提供する電子申告ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、次のとおり契約を締結した。

### （目的）

第1条 甲は、住民、企業等に対する電子申告サービス（インターネットを使用する方法により、地方税ポータルセンタを経由して広島県に対して電子申告等の手続きができる行政サービス）の提供及び所得税確定申告データを利用した課税事務を適切に実施するため、乙が提供する本サービスを利用することとし、当該利用に関し必要な事項を定めるものである。

### （契約対象サービス）

第2条 この契約に基づき乙が提供する本サービスの条件及び内容は、この契約書に定めるもののほか、別紙「広島県 地方税電子申告システム ASPサービス提供業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）及び別に定めるSLA（Service Level Agreement）のとおりとする。

2 乙は、本サービスが行政サービスの用途に利用され、住民生活や企業活動に直接影響するものである重要性に鑑み、本サービスの提供に係るシステムの安定稼働、セキュリティ全般、個人情報の保護等について、必要十分な安全対策を講じなければならない。

3 この契約の内容の全部又は一部に変更の必要性が生じたときは、甲乙の合意に基づき、これを変更できるものとする。

### （利用期間）

第3条 乙から提供される本サービスの甲の利用期間は、令和7年12月21日から令和12年12月20日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年度以降の本契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、甲は契約を解除することができる。

### （契約保証金）

第4条 甲は、乙に対して契約保証金の納入を免除する。

### （事前準備作業等）

第5条 乙は、令和7年12月20日までに、必要な事前準備作業を完了し、ASPサービスが正常に利用（本番稼働）できる状態にしておくこととする。

2 乙は、前項に定める業務を履行したときは、別記様式により業務実績報告書を甲に提出するものとする。

### （導入費用等）

第6条 甲は、事前準備に係る導入費用として、金\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税相当額 \_\_\_\_\_円を含む。）を、乙に支払うものとする。

### （導入費用の請求及び支払）

第7条 乙は、第5条の報告書を甲に提出したときは、速やかに請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 前項の委託料を甲が支払期日までに乙に支払わないときは、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を甲に請求することができる。

(利用料)

第8条 甲は、本サービスの利用の対価（以下「利用料」という。）として、月額金\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税相当額\_\_\_\_\_円を含む。）を、乙に支払うものとする。ただし、第3条の期間において1月に満たない月については、その月の月額の日割りをもって算定する。この際、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(運用実績報告)

第9条 乙は、毎月ごとに運用実績報告書を作成し、毎月の月初めから10日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、前月の実績に係る運用実績報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による運用実績報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から起算して10日以内に本サービスの運用実績がこの契約の内容に適合するものであるかどうかの審査を完了しなければならない。

3 乙は、本サービスの運用実績が前項の審査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直しした後、再び甲の審査を受けなければならない。この場合において、前項の規定に関する期間は、再審査の申出を受けた日から起算する。

(利用料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による審査に合格したときは、速やかに利用料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に利用料を乙に支払うものとする。

3 前項の委託料を甲が支払期日までに乙に支払わないときは、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護及び情報セキュリティ)

第12条 乙は、この契約の履行に際して個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 乙は、個人情報を取り扱う作業場所をあらかじめ甲に報告するものとし、当該作業場所以外で個人情報を取り扱ってはならない。

3 乙は、当該作業場所又は甲が指定する場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

4 乙は、業務を行うため個人情報を電磁的記録等で取り扱うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託などの禁止)

第14条 乙は、本サービスに係る業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。）し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、利用期間内において本サービスを提供しないとき。
- (2) 利用期間内において本サービスを連続して提供する見込みが明らかでないとき。
- (3) 指定法人（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条の4に規定する地方税関係手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子処理組織の運営に関する業務を行う法人であって、総務大臣が指定するもの）によるセキュリティ監査で、結果不適合となったにも関わらず、速やかな改善措置の見込みが明らかでないとき。
- (4) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除により損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求できるものとする。

第16条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第16条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第17条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（疑義の解決）

第18条 この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとし、協議が調わないときは、甲の決定するところによる。

（管轄）

第19条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

甲 広島市中区基町10番52号

広島県

代表者 広島県知事 湯崎 英彦

乙

別記様式

## 業 務 実 績 報 告 書

広 島 県 知 事 様

所在地  
名 称  
代表者

1 業務の名称

2 報告する業務の期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

3 添付書類